

補助対象経費の考え方（中小企業団体販路開拓補助金）

令和7年4月1日時点

補助対象となる経費は、次の①～⑤の要件をすべて満たす（１）～（１０）の経費となります。

【要件】

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- ②原則、交付決定日以降に発生し、補助対象期間（令和8年3月31日まで）中に支払が完了した経費（ただし、クレジットカードを使用した場合は、当該経費分が口座から引き落としとなった日が、補助対象期間内である必要があります。）であること。
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること。証拠資料等とは見積書、納品書、請求書及び領収書です。すべて必要になります。
- ④申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること。
- ⑤上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるものでないこと。

【補助対象経費】

全ての補助対象経費について、消費税等の公租公課は対象となりません。また、補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用は対象となりません。

（１）会場借料費

展示会場又はブース等に係る会場借料

（展示会等の開催日前1年間に限り、交付の申請前に支払ったものについても補助対象経費となります）

（２）会場装飾費

展示会場又はブース等に係る設営又は撤去に要する経費

展示会場又はブース等の装飾に係る業務を委託する場合の経費

光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費

（３）梱包運搬費

資材、サンプル等の梱包又は運搬に関する経費

（４）１．交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃及び高速道路通行料金）

鉄道賃：旅客運賃、急行料金及び座席指定料金が対象

船賃：旅客運賃（等級を設ける船舶については、下級の運賃に限る）が対象

航空賃：旅客運賃（エコノミークラスに限る）が対象（燃油サーチャージ、航空保険料、出入国税、空港使用料を含む）。

バス運賃及び高速道路通行料金：バス運賃は公共交通機関の利用のみが対象

２．旅行会社等へ支払う取扱料金

- (5) 外国語資料作成費
パンフレット、カタログ、見本帳、名刺等の印刷に係る経費（ただし、外国語で作成するものに限る。）
パンフレット等の作製に係る外国語翻訳に要する経費
- (6) 広告宣伝費
パンフレット、カタログ等の印刷に係る経費
新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、専用ホームページなどマスコミ広告に係る経費
- (7) 通信費
ダイレクトメール、案内状等の作成又は送付に要する経費
- (8) 専門家謝金
展示会を開催するための指導又は助言を行うデザイナー、コンサルタントに対する謝金
- (9) 通訳報酬費
海外展示会、海外取引に係る交渉等に要する通訳料
- (10) 委託費
展示会に係る一定の業務をエージェント、企画会社等へ委託する場合に要する経費

【補助対象とならない経費】

- ・ 交付決定日より前に支払われた経費
- ・ 宿泊費、タクシー代、ガソリン代、駐車場代、パスポート取得費、レンタカー代、ガイド代
- ・ 自社ホームページの作成及び更新に係る費用
- ・ 電話代及びインターネット料金
- ・ 常勤の専門家に支払う費用
- ・ 商品券、クーポン券、ポイント、小切手・手形で支払ったもの
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込等の各種手数料
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

【経費の支払方法について】

- ・ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。
- ・ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等は対象外です。
- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買

掛金の相殺等）による決済は認められません。

- ・クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。）
- ・決済は法定通貨をお願いします。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。